

## 就学援助制度のご案内

この制度は、お子さんを小・中学校に通学させるうえで経済的に困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用を援助するためのものです。

### ① 対象者

小中学校在学、または次年度新1年生として入学予定の児童生徒の保護者の内、次のいずれかに該当する方。

(1)	今年度中に生活保護が停止または廃止された世帯の方
(2)	町民税が非課税または減免されている方
(3)	個人事業税又は固定資産税が減免されている方
(4)	国民年金の掛金が免除されている方
(5)	国民健康保険税が減免されている方
(6)	社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方
(7)	児童扶養手当を受給している方※児童手当とは異なります。
(8)	前年の所得が町の基準額以下の方
(9)	生活保護世帯の方
(10)	離職等により今年の所得見込みが町の基準額以下の方

### ② 援助内容

- ・新入学学用品費（4月30日までに認定された新1年生の保護者のみ）⇒詳細は裏面
- ・学用品費
- ・うららバス定期代
- ・給食費
- ・林間学校費
- ・修学旅行費
- ・卒業アルバム代
- ・スポーツ振興センター災害共済掛け金（5月1日時点認定者の保護者のみ）

### ③ 申請手続き

以下のものをお持ちの上、教育課窓口へお越してください。

- ◆振込先の銀行口座がわかるもの（給食費を口座引き落としにする予定の方は不要）
- ◆課税証明書（2026年1月2日以降に東浦町に転入した方のみ）  
（同一敷地内に居住する方全員の課税証明書が必要です。）

### ③ 申請期間

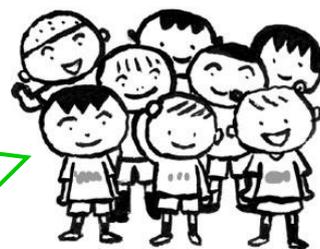
2026年1月15日（木）以降（随時）

※認定された方には、後日認定通知書を送付いたします。

※就学援助は毎年度申請が必要です。今回認定された方には、申請時期（翌年1月頃）になりましたら、学校を通じて案内を送付いたします。

4月30日までに就学援助が認定された中学校新1年生の保護者の方には、**新入学学用品費**が支給されます！

※就学援助の詳細については表面へ



① 対象

2026年4月30日までに就学援助認定された方の中、2026年4月に中学校新1年生として入学予定の（又は入学した）児童又は生徒の保護者の方

**※5月以降に申請書を提出された場合、新入学学用品費の支給対象にはなりませんのでご注意ください。**

② 申請手続き

就学援助申請手続きを4月30日までにを行い、認定された方に自動的に支給されます。

③ 支給額及び支給日

就学援助受給申請書の提出日	支給額	支給日(認定された場合のみ)
1月15日～1月31日	63,000円	2月16日
2月1日～2月15日	63,000円	3月5日
2月16日～4月30日	未定	令和8年度単価決定後 (R7年度の場合は6月25日)

④ 注意事項

- ・2月16日～4月30日に申請書を提出する方の支給額が変更となり、すでに支給を受けた方（1月15日～2月15日に申請書を提出された方）に対し、差額分の追加支給を行う場合があります。
- ・生活保護受給中の方は、生活保護費により同主旨の「入学準備金」が支給されますので、対象にはなりません。
- ・転出入等の異動が生じた場合、関係する他自治体に対し、支給状況の引き継ぎをさせていただきます。事前に教育課へご相談ください。

ご不明点等がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

〒470-2192 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地  
東浦町教育委員会 教育課  
電話 0562-83-3111 内線 176